

中華人民共和國

第五期全國人民代表大會

第五回會議主要文獻

中華人民共和國憲法

憲法改正草案についての報告

第六次五ヵ年計画についての報告

國家予算についての報告

中華人民共和國
第五期全國人民代表大會
第五回會議主要文獻

外 文 出 版 社
北 京

中華人民共和國第五期全國人民
代表大會第五回會議主要文獻

1983年 初版發行

出版者	外文出版社 (北京阜成門外百萬莊)
發行者	中國國際書店 (北京 P. O. Box 399)
印刷者	外文印刷廠

編号: (日) 3050-2883

3-J-1728P

00100

目次

中華人民共和国憲法……………	1
（一九八二年十二月四日、中華人民共和国第五期全国人民代表大会第五回會議で採択かつ公布、施行）	
中華人民共和国憲法改正草案についての報告……………憲法改正委員会副主任委員 彭 真…	57
（一九八二年十一月二十六日、中華人民共和国第五期全国人民代表大会第五回會議において）	
第六次五ヵ年計画についての報告……………國務院總理 趙紫陽…	99
（一九八二年十一月三十日、第五期全国人民代表大会第五回會議において）	
一九八二年度国家予算の執行状況と	
一九八三年度国家予算案についての報告……………財政部部長 王丙乾…	175
（一九八二年十二月一日、第五期全国人民代表大会第五回會議において）	

中華人民共和國憲法

（一九八二年十二月四日、中華人民共和國第五期
全國人民代表大會第五回會議で採択かつ公布、施行）

目次

前文

第一章 総則

第二章 公民の基本的な権利および義務

第三章 国家機構

第一節 全国人民代表大会

第二節 中華人民共和國主席

第三節 國務院

第四節 中央軍事委員會

第五節 地方各級人民代表大會および地方各級人民政府

第六節 民族自治地方の自治機関

第七節 人民法院および人民檢察院

第四章 国旗、国章、首都

前 文

中国は、世界でも最もふり歴史をもつ国の一つである。中国の各民族人民は、輝かしい文化を共同でつくりあげており、栄えある革命的伝統をもっている。

一八四〇年いらい、封建的な中国は次第に半植民地・半封建の国に変わった。中国人民は、国家の独立、民族の解放、民主と自由のために、つぎつぎと先人のしかばねを乗り越えてつき進む英雄的な奮闘をつづけてきた。

二十世紀にはいって、中国には、天地をくつがえす偉大な歴史的変革が起こった。

一九一一年、孫中山先生の指導する辛亥革命が封建帝制を廃止し、中華民国をうち立てた。だが、中国人民の反帝・反封建の歴史的任務はまだ達成できなかった。

一九四九年、毛沢東主席を指導者とする中国共産党の指導のもとに、長期にわたる困難で曲折にとむ武装闘争とその他の形態の闘争を経たあと、中国の各民族人民はついに帝国主義、封建主義、官僚資本主義の支配をくつがえして、新民主主義革命の偉大な勝利を勝ちとり、中華人民共和國をうち立てた。それいらい、中国人民は国家の権力をその手に握り、国家の主人公になって

いる。

中華人民共和国の成立後、わが国の社会は新民主主義から社会主義への移行を逐次実現した。生産手段私有制の社会主義的改造は達成され、人が人を搾取する制度は廃絶されて、社会主義制度が確立した。労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁、すなわち実質上のプロレタリアート独裁は、強固になり、発展した。中国人民と中国人民解放軍は、帝国主义、覇権主義の侵略、破壊と武力挑発にうち勝ち、国家の独立と安全をまもり、国防を強化した。経済建設では大きな成果をおさめ、独立した、比較的ととのった社会主義の工業体系が基本的に形成され、農業生産がいちじるしく高まった。教育、科学、文化などの事業でも大きな発展をとげ、社会主義の思想教育でいちじるしい成果をおさめた。広範な人民の生活は、かなり改善されている。

中国における新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、中国の各民族人民が中国共産党の指導のもとに、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想にみちびかれて、真理を堅持し、誤りを是正し、数かずの困難と障害にうち勝って獲得したものである。国家の今後の根本的任務は、全力をあげて社会主義現代化建設をおこなうことである。中国の各民族人民はひきつづき中国共産党の指導のもと、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想にみちびかれて、人民民主主義独裁を堅

持し、社会主義の道を堅持し、社会主義の各制度をたえず改善し、社会主義の民主を發展させ、社会主義の法秩序の健全化をはかり、自力更生、刻苦奮闘につとめて、工業、農業、国防、科学技術の現代化を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国にきずきあげていくであろう。

わが国において、搾取階級は、階級としてはすでに消滅したが、なお一定の範囲で階級闘争が長期にわたり存在する。中国人民は、わが国の社会主義制度を敵視し破壊する国内国外の敵対勢力および敵対分子と闘争しなければならない。

台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業をなしとげることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。

社会主義建設においては、労働者、農民および知識分子に依拠し、結集できるすべての力を結集しなければならない。長期にわたる革命と建設の過程で、中国共産党の指導し、各民主党派と各人民団体の参加する、社会主義的勤労者、社会主義を支持する愛国者、祖国の統一を支持する愛国者のすべてを含む広範な愛国統一戦線が、すでに結成されている。この統一戦線は、ひきつづき強固となり、發展することであろう。中国人民政治協商会議は広範な代表性をもつ統一戦線の組織で、これまで重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後、国家の政治生活と社会生活およ

び対外友好活動において、また社会主義現代化建設をすすめ、国家の統一と団結を守るたかひの過程において、さらに重要な役割を果たすこととなろう。

中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同でつくりあげた多民族統一国家である。平等、団結、相互援助の社会主義的民族関係はすでに確立しており、ひきつづき強まるであろう。民族の団結を守る闘争のなかでは、大民族主義、主として大漢族主義に反対し、また地方民族主義にも反対しなければならない。国家は、全力をあげて全国各民族の共同の繁栄を促進する。

中国の革命と建設の成果は、世界人民の支持と切り離すことができない。中国の前途は、世界の前途と緊密につながっている。中国は、独立自主の対外政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、和平共存という五原則を堅持して、各国との外交関係と経済・文化交流を発展させる。また、反帝、反霸權主義、反植民地主義を堅持し、世界各民族人民との団結をつよめ、被抑圧民族および発展途上国の民族独立の獲得と確保、民族経済発展のための正義の闘争を支持して、世界平和の擁護と人類の進歩的事業の促進のために努力する。

この憲法は、中国の各民族人民の奮闘の成果を法的形式で確認し、国家の根本制度と根本任務を規定したものである。これは国家の根本法であり、最高の法的効力をもつ。全国の各民族人

民、すべての国家機関と武装力、各政党と各社会団体、各企業・事業体は、憲法を活動の根本準則とするとともに、憲法の尊厳を守り、憲法の実施を保證する責務を負わなければならない。

第一章 総 則

第一条 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とした、人民民主主義独裁の社会主義国家である。

社会主義制度は、中華人民共和国の根本制度である。いかなる組織または個人であれ、社会主義制度を破壊することは、すべてこれを禁止する。

第二条 中華人民共和国のすべての権力は、人民に属する。

人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会である。

人民は、法律の定めるところにより、各種の方途および形式を通じて、国家の事務を管理し、経済・文化事業を管理し、社会の事務を管理する。

第三条 中華人民共和国の国家機構は、民主集中制の原則を實行する。

全国人民代表大会および地方各級人民代表大会は、民主的に選挙され、人民にたいして責任を負い、人民の監督を受ける。

国家の行政機関、裁判機関、檢察機関は、人民代表大会によって組織され、それについて責任を負い、その監督を受ける。

中央と地方の国家機構の職権の区分は、中央の統一的指導のもとで地方の自主性と積極性を十分に發揮させる原則にしたがう。

第四 条

中華人民共和国の各民族は、すべて平等である。国家は、各少数民族の合法的な權利および利益を保障し、各民族の平等、團結、相互援助の關係を維持、發展させる。いずれの民族にたいする差別および抑圧をも禁止し、民族の團結を破壊するか、または民族の分裂をひきおこす行為を禁止する。

国家は、各少数民族の特徴および必要にもとづき、各少数民族地区の經濟および文化の速やかな發展に援助をあたえる。

各少数民族の集居する地方では、區域自治を実施し、自治機關を設け、自治權を行使する。各民族自治地方は、すべて中華人民共和国の切り離し得ない一部である。

各民族は、自己の言語・文字を使用し發展させる自由を有し、自己の風俗、慣習を保持または改革する自由を有する。

第五 条

国家は、社会主義的法秩序の統一と尊嚴を守る。

すべて法律、行政法規、地方的法規は、憲法に抵触してはならない。

すべて国家機関、武装力、各政党、各社会团体および各企業・事業体は、憲法および法律を遵守しなければならない。すべて憲法および法律に違反する行為は、これを追及しなければならない。

いかなる組織または個人も、憲法および法律を超越する特権をもつことはできない。

第六條 中華人民共和国の社会主義經濟制度の基礎は、生産手段の社会主義的公有制、すな

わち全人民所有制および勤労大衆による集団所有制である。

社会主義的公有制においては、人が人を搾取する制度が廃絶され、各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受けるという原則が実行される。

第七條 国营經濟は、社会主義的全人民所有制經濟であり、国民經濟の主導的な力である。

国家は、国营經濟の強化と發展を保障する。

第八條 農村人民公社、農業生産合作社、その他生産、購買・販売、信用、消費など各種形

態の合作社經濟は、勤労大衆による社会主義的集団所有制經濟である。農村の集団經濟組織に参加する勤労者は、法律の定める範囲内で、自留地、自留山、家庭副業を営

み、自留家畜を飼育する権利を有する。

都市の手工業、工業、建築業、運輸業、商業、サービス業など、各業種における各種形態の合作社経済は、いずれも勤労大衆による社会主義的集団所有制経済である。

国家は、都市と農村の集団経済組織の合法的な権利および利益を保護し、集団経済の発展を奨励し、指導し、援助する。

第九 条 鉱物資源、水域、森林、山地、草原、荒蕪地、砂州などの自然資源は、すべて国家

の所有、すなわち全人民の所有に属する。法律によって集団所有に属するものと定めた森林、山地、草原、荒蕪地、砂州は、この限りでない。

国家は、自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物および植物を保護する。いかなる組織または個人が、いかなる手段によるにせよ、自然資源を侵奪または破壊することは、すべてこれを禁止する。

第一〇 条 都市の土地は、国家の所有に属する。

農村および都市郊外区の土地は、法律によって国家の所有と定めたものを除き、集団の所有に属する。宅地、自留地、自留山も、集団の所有に属する。

国家は、公共の利益のため、法律の定めるところにより、土地を収用することがで